

支出命令書

決裁日 27年5月25日

市長 *****	副市長 *****	教育長 *****	部長 *****	次長 *****	課長・室長 	課長補佐 	係長 	担当者
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 *****	係長 *****	担当者 	入力 	財政課合議 *****		

所 属	市議会事務局		起票日	平成27年5月25日	整理番号	5473-1	
年 度	平成27年度	会 計	一般会計			予算区分	現年度予算
款	1	議 会 費			確認事項		確 認
項	1	議 会 費			タイムカード(出勤簿)		
目	1	議 会 費			源 泉 徴 収		
細目	4	議会調査研究事業			被服貸与台帳記載		
節	19	負担金、補助及び交付金			通勤経路及び金額		
細節	45	政務活動費					
金 額	¥34,180			検収者			印
控除額							
債 權 者	登録No. 99999				支 払 方法	通常支払	
	住 所				支 払 区 分	窓口払い 1.現 金 2.小切手	
	名 称 市民トライネット代表者 清水 勝				金融機関		
	職氏名				支 店		
					預金種別		
					口座番号		
					同 残 額	¥865,820	
摘 要	旅費				支 払 予 定 日	立成 27年 6月 5日	
	5/22 第18回地方×国政策研究会 参加旅費				支 払 明 細 整 理 番 号	001	
					請求書番号		
上記の金額を領収しました。 27年 6月 5日 年 月 日							
泉大津市会計管理者様							
住所							
名称							
氏名 市民トライネット代表者 清水 勝							
				支 出 負 担 行 为 確 認			
				收 入 印 紙			
				支 払 済			

泉 大 津 市



201500547301011

27.5.25

供 覽	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	主査

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

平成27年5月25日

泉大津市長
伊藤晴彦様
(泉大津市議会議長経由)

会派名 代表者名

政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交付請求額	34,180円		
内訳	5/22 第18回地方×国政策研究会 参加旅費		
支払先	高橋 登		
予算科目	旅費	交付残額	865,820円
使用者名	高橋 登		

平成27年度

出張申請書

(出張)

会派名	市民トライネット		氏名	高橋 登				
出発・帰庁年月日	出発 27年5月22日			帰庁 27年5月22日				
出張先(順路)	衆議院第一議員会館 第二会議室(東京都千代田区永田町1丁目7番1号)							
目的及び用件 第18回地方×国政策研究会に参加								
区間	距離 km	運賃 円	料金 円	車賃 円	宿泊料 円	日当 円	食卓料 円	計 円
泉大津 (南海本線) 難波		440						440
" (地下鉄御堂筋線) 新大阪								280
" (東海道新幹線) 東京	556.4	280 (のぞみ)	8,750	5,700				14,450
" (東京メトロ丸ノ内線) 国会議事堂前	2.8		170			1日 3,500		3,670
復路		9,640	5,700					15,340
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
							計	34,180

主管課用

平成27年度

領収書兼旅費明細書

(出張)

会派名	市民トライネット		氏名	高橋 登				
出発・帰庁年月日	出発 27年5月22日			帰庁 27年5月22日				
出張先(順路)	衆議院第一議員会館 第二会議室(東京都千代田区永田町1丁目7番1号)							
目的及び用件	第18回地方×国政策研究会に参加							
区間	距離 km	運賃	料金	車賃	宿泊料	日当	食卓料	計
泉大津 (南海本線) 難波				円	円	円	円	円
" (地下鉄御堂筋線) 新大阪		440						440
" (東海道新幹線) 東京	556.4		280					280
" (東京メトロ丸ノ内線) 国会議事堂前	2.8			(のぞみ)				
" (線) 復路		8,750	5,700					14,450
" (線)		170				1日 3,500		3,670
" (線)		9,640	5,700					15,340
" (線)								
" (線)								
" (線)								
" (線)								
" (線)								
" (線)								
" (線)								
右の金額領収いたしました。	金額	¥ 3 4 1 8 0	円	計	34,180			
平成 年 月 日	職名	市民トライネット						
泉大津市会計管理者 殿	氏名	高橋 登						
	印							

□決 裁 ■供 覧

受発記号・番号				収受年月日	平成27年7月6日			
差出名	市民トライネット 高橋 登							
あて名	泉大津市議会議長			提出期限				
収受文書の記号				収受文書の日付	平成27年7月6日			
件名	報告書							
議長	副議長	事務局長	次長	合 議				
主 管	次長補佐	議事調査係長	庶務係長	主査				
処理上の意見及び注意事項								
日時：平成27年5月22日（金） 出張先：衆議院第一議員会館第二会議室（東京都千代田区永田町） 目的：第18回地方×国政策研究会								

報 告 書

会派代表者

清水 勝



平成27年 7月6日

泉大津市議会議長 殿

市民トライネット

出張者 高橋 登



下記により出張したので、その概要について報告いたします。

記

1. 日 時：平成27年5月22日（金）
2. 出張先：衆議院第一議員会館第二会議室（東京都千代田区永田町）
3. 目 的：自治体議員政策情報センター主催による第18回「地方×国」政策研究会に参加させていただいた。統一地方選挙が終わり、新しい議員も増えた中、議会は民主主義社会の中でどのような役割を果たしているか、について改めて新人議員さんたちと議論するとともに介護保険の今日的課題、また医療・介護総合確保法についての解説さらには、本市の最大の課題ともなっている「公立病院改革ガイドライン」について全国自治体病院に発した総務省の意図と改革課題等説明いただき、本市の政策課題の解決に向けて寄与することを目的に勉強させていただいた。

4. 報告内容

22日泉大津駅始発の普通電車に乗り込み、新幹線で一路東京永田町の衆議院第一議員会館室へ向かった。午前9時45分に受け付けを済ませて10時からの開会に備えた。冒頭主催者のあいさつの後、新人議員に向けて「議会は民主主義に不可欠の機関」と題して、元逗子市長で現在は、地域公共人材開発機構専務理事の肩書で活躍されている富野暉一郎氏に講演をいただいた。

フランスの市民革命から近代議会に至る議会制度の歴史から始まり、議会は階級支配の装置から市民福祉実現の機関にいかに発展してきたか、時代的史実を交えて議会制民主主義社会の発展過程をお話しいただいた。さらには、日本の地方議会制度と実態に触れ、二元代表制が敷かれた背景についても詳しく解説されると同時に市民の代表機関としてその権能を十分發揮されているか厳し

く検証する必要があることを提起した。また、日本の地域社会における議員の役割として、

1、議会における政治過程をどのように理解するか。

- 支持者の利害を代表する議員活動。
- 利害調整による創造的合意形成。
- 理事者・執行機関側に対する自立的チェックと提案。

2、求められる議員力

- 地方議会・地方議員の社会的役割に関する基礎知識
- 地域社会の個別ニーズの的確な把握と政策化。
- 政策形成力・政策分析力・提案力
- 共感・コミュニケーション
- パブリックマインドと情熱

3、市民に見える議員とは

- 支持者・支持基盤の明確化と絶えざる対話
- 外部評価・第3者認証に基づく“議員力の見える化”

という3点の問題提起を行った後、地方議員は議会こそ地域民主主義の最重要の機関であることを自信と自覚を持って再確認しなくてはならない。ということを結びのことばとして降壇した。

この後、元国立市長の上原公子さん、元我孫子市長の福嶋浩彦氏を交えた3者による鼎談が行われた。上原さんは国立市長時代議会との緊張した駆け引きとやり取りを当時のエピソードを交えて紹介し、福嶋氏は、市民の側に立った行政と情報公開で議会と向き合う姿勢を鮮明にしたスタンスで臨んだことを強調していた。

お昼は、衆議院会館の食堂で済ませていただき午後の研修に備えた。

「これから介護保険を議論するポイント」と題して、淑徳大学コミュニティ政策学部教授の鏡諭氏に2015年介護保険改正と新しい総合事業の課題について解説いただいた。

介護保険制度が始まって15年が過ぎようとしているが、介護保険は当初の姿を大きく変えながら今日を迎えている。高齢化率が26%を超える中で、当初3.6兆円からスタートした給付額は10兆円にまで大きくなっている現状にどう対応するか大きな節目を迎えつつあるとの認識が示された。

2014年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、2015年からの介護保険法改正に盛り込まれ、様々な改正に着手してきた。特に予防給付を市町村の行う総合事業に移行するなど財政的な縮減を目指す改革となった。今後これらの改革は、市町村によってサービス内容や質が異なる可能性が出てくることが懸念さ

れているということであった。

新しい総合事業の課題としては、条例等の規範の整備、報酬額や自己負担額の決定サービス実施主体の指定または委託、委託や報酬の支払い、給付管理、利用者からの苦情や問題に対応する組織の整備、介護保険制度を立ち上げた時に匹敵する事務的対応が迫られているとの事である。

介護保険制度の理念は、介護の不安を介護の社会化によって少しでも、安心して暮らせる社会をつくることであったはずだが、今回の改正では財政による持続可能性を優先させた改革であり、保険者である各自治体が給付と負担の関係を市民が納得できるような調整機能を果たせるかが課題であると結論付けた。

この後、小休憩を挟んで医療・介護総合確保法の法的趣旨と目的について厚生労働省職員から説明が行われ、参加者との質疑が行われた。この中で医療法の一部改正（4月1日実施）についての解説が行われた。特に①病床機能報告制度が設けられ病床機能と入院患者に提供する医療内容等の情報を都道府県知事に報告する義務を負うことになった。また、都道府県は、医療計画において地域医療構想を策定しなければならないことが定められるとともにこれら医療構想を実現するために必要な措置を取らなければならないことが決定されたということであった。さらにこの後、医療介護総合確保推進法に基づいて総務省から提示された「公立病院改革新ガイドライン」について、総務省職員から説明を受けた。新公立病院改革ガイドラインは、全国的に公立病院の経営健全化が進まないことに、更なる公立病院改革の必要性を改めて提示したこととともに介護制度改革も射程に入れた新たな医療改革といえる。現状での公立病院改革の現状を説明したうえで、地方公共団体における新公立病院改革プランの策定を要請し経営戦略に位置づけることとしている。①都道府県が策定する地域医療構想を踏まえた役割を明確化する②経営の効率化③再編・ネットワーク化④経営形態の見直し、さらには、都道府県の役割・責任の強化、新改革プランの実施状況の点検・評価・公表、と同時に改革が円滑に進められるよう財政措置を講じることまで多岐にわたって示されている。まさの飴と鞭を駆使しての改革ガイドラインと言える。午後4時30分までの研修を終え、新幹線に乗り込み帰阪の途に就いた。

5、所見

日帰りの研修であったが、地方議会が果たさなければならぬ今日的課題から国の制度が大きく変わる介護保険制度、さらには医療・介護総合確保法と公立病院改革新ガイドライン、どれも本市にとって重要な政策課題である。

特に当市立病院の経営改革にとって国からの大きな制度改革が示されるとともに当病院がいかにこれらの要請にこたえ、改革が進められるか最大の課題である。今研修の成果をしっかりと改革に向けた政策に生かせていきたいと思う。